

事務連絡
令和5年3月22日

都道府県・指定都市 土地対策担当者 殿

国土交通省不動産・建設経済局土地政策課

国土利用計画法に基づく土地利用審査会の運営について（周知）

平素より、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の適切な運用に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）において、土地利用審査会の運営について地方公共団体に通知することとされたことを踏まえ、下記のとおり周知しますので、土地利用審査会の効率的な運営の参考としていただくようお願いいたします。

記

1. 土地利用審査会に関して、以下の運営が可能です。
 - ・ 類似の審議会等と統合した運用を行うこと。
 - ・ 書面やオンラインによる開催を行うこと。
 - ・ 委員の任期を長期間とすること。
2. 1. の対応の参考となる取組事例は別紙のとおりです。

以上

土地利用審査会の運営を効率化している取組事例 ①類似の審議会等との統合

○ 国土利用計画法や設置要綱等に基づく審議会・委員会の委員との兼任などにより、事務負担等を軽減することが可能である。

土地利用審査会の委員が
地価調査会の委員を兼任

【静岡県】



※委員選任に係る事務負担軽減

→ 会議の合同開催なども考えられる

○ 静岡県地価調査会設置要綱（抄）

第3条（組織）

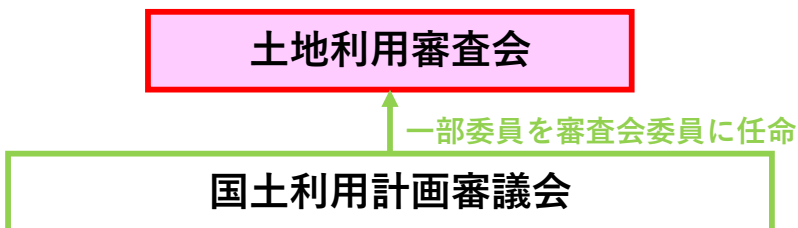
調査会の委員は、静岡県土地利用審査会の委員をもって充てる。

第4条（会長）

調査会の会長は、静岡県土地利用審査会の会長をもって充てる。

土地利用審査会の委員を
国土利用計画審議会（国土法38条）の委員から選任

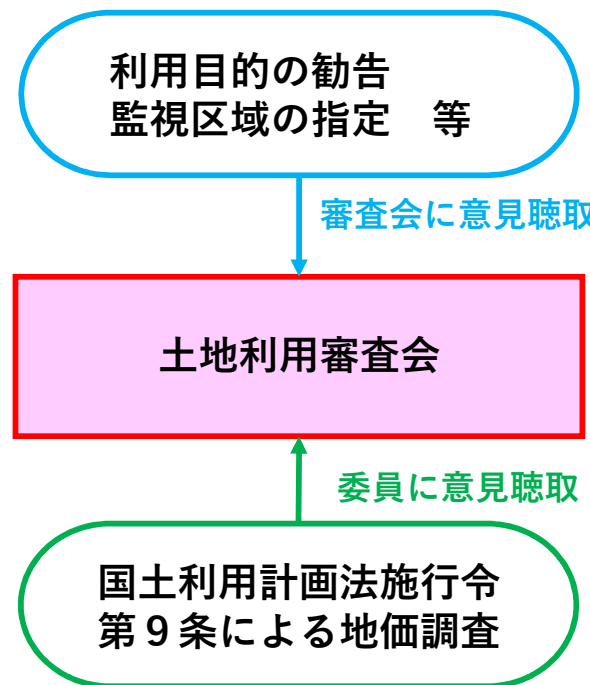
【群馬県】



※委員選任に係る事務負担軽減・行政組織の合理化

土地利用審査会の委員に
地価調査についても意見聴取

【兵庫県・埼玉県
・長崎県】



※設置要綱等に基づく地価調査委員会は廃止

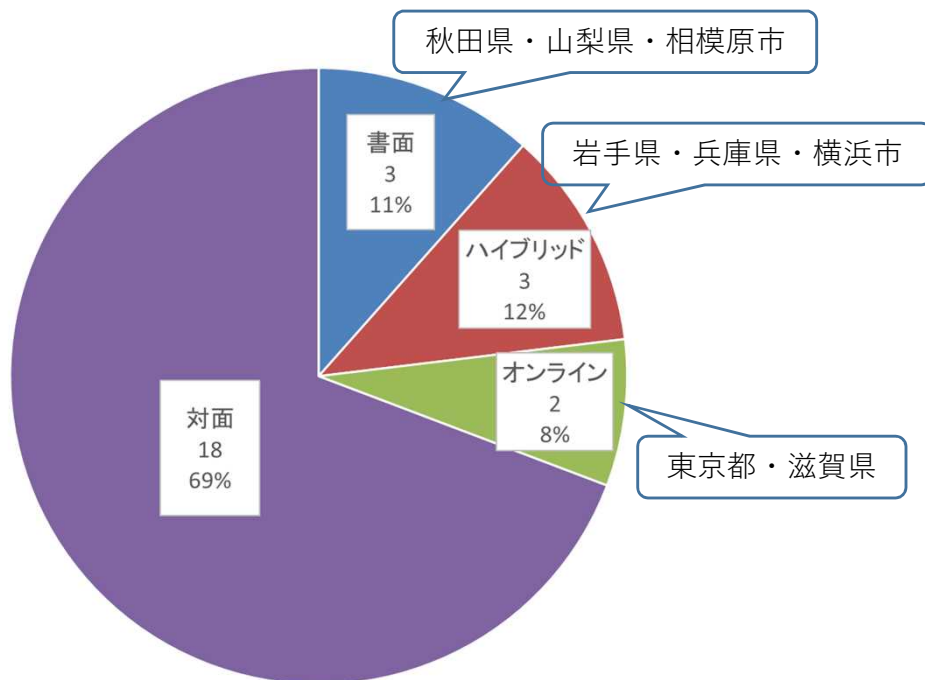
○ 委員会の開催回数の減（兵庫県）

従 来：地価調査委員会 2回 + 土地利用審査会 1回

廃止後：土地利用審査会 1回

土地利用審査会の運営を効率化している取組事例 ②書面やオンラインによる開催

- 土地利用審査会は対面だけでなく、書面、オンライン、ハイブリッド（対面とオンラインの併用）により、柔軟に開催することが可能である。



図：令和4年度の開催方法（26団体）



図：ハイブリッド会議（岩手県提供）

期待される効果

- 委員が、天候等の理由で急遽会場に来られない場合でも、オンライン出席をすることができた。（岩手県）
- オンライン開催にすることで、委員の移動時間が不要となり、出席可能日程が増えたため、日程調整を円滑に実施できた。また、監視区域の指定などにおいて、遠隔地（小笠原）の関係自治体職員の参加が容易になること期待ができる。（東京都）